

岩手県企業局管理規程第1号

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

企業局行政文書管理規程（平成9年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文以外の行政文書の作成方法) 第5条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、局長が別に定めるものを除き、 <u>日本工業規格A列4番</u> の用紙を使用しなければならない。	(公文以外の行政文書の作成方法) 第5条 [略] 2 [略] 3 行政文書を作成するときは、局長が別に定めるものを除き、 <u>日本産業規格A列4番</u> の用紙を使用しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。